

防整施第15572号
27.10.1
一部改正 防整施第14906号
令和6年6月26日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）

標記について、別添のとおり定めたので遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

工事等に係る談合情報等対応マニュアル

第1章 総則

1 趣旨

このマニュアルは、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（平成6年1月18日閣議了解）及び「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）に基づき、工事等に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報（談合情報及び談合疑義事実をいう。）に対する的確な対応を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

このマニュアルにおいて用いる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「工事等」とは、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第6条第1項に規定する工事等をいう。
- (2) 「機関等」とは、別表第1に掲げる機関等をいう。
- (3) 「機関等の長」とは、別表第1に掲げる機関等の長をいう。
- (4) 「契約実施機関」とは、契約担当官等の所属機関をいう。
- (5) 「契約担当官等」とは、防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等又は資金契約等担当官等をいう。
- (6) 「機関等連絡担当官」とは、別表第1に掲げる機関等連絡担当官をいう。
- (7) 「審査機関」とは、機関等又は当該機関等に属する契約実施機関の職員により構成された、入札及び契約の公正に係る審査を行う会議をいう。
- (8) 「談合情報に係る調査」とは、内訳明細書等の点検、入札結果の検証、関係者への事情聴取その他必要な調査をいう。
- (9) 「内訳明細書等」とは、入札（企画競争、公募又は見積合わせによる随意契約により契約の相手方を選定する場合を含む。以下同じ。）の実施に当たって、当該入札への参加者が提出する内訳明細書のほか、技術提案書、審査資料等の提出が求められている場合には当該技術提案書等をいう。

- (10) 「入札状況」とは、該当する入札契約に関し、入札参加者、各回の入札参加者ごとの入札金額、予定価格に対する落札金額の率等の入札に係る一連の状況をいう。
- (11) 「入札参加者」とは、入札公告又は企画競争若しくは公募に係る公示の求めに応じて、競争参加資格申請、技術提案書、審査資料等を提出期限までに提出若しくは提示した者又は随意契約において見積書を契約担当官等に提出した者をいう。
- (12) 「部外有識者会議等」とは、入札監視委員会設置要綱について（防整施（事）第152号。28.3.31）に規定する入札監視委員会又は学識経験のある複数の者をいう。

3 入札談合に関する情報の範囲

- (1) このマニュアルにおいて取り扱う入札談合に関する情報の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 談合情報 防衛省が発注する工事等の入札における談合に関する情報として、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成6年7月5日。公正取引委員会）」に例示されている内容等について、防衛省内外から提供された情報（防衛省の職員が入札談合に関与しているとの情報を含み、イに掲げるものを除く。）
 - イ 談合疑義事実 防衛省の職員が入札状況の検証又は工事等の内訳明細書等の確認を実施することにより自ら把握した入札談合を疑わせる事実（監察機関等での入札状況の検証等により情報の提供があった場合を含む。）
- (2) 談合情報は別図第1のフローにより、談合疑義事実は別図第2のフローにより取り扱うものとし、その細部についてはこのマニュアルの第2章以降のとおりとする。

4 審査機関の設置等

- (1) 機関等（各地方防衛支局を含む。以下この項において同じ。）に係る談合情報又は談合疑義事実について、当該談合情報の信憑性の判断、調査の決定、調査結果の検討、談合疑義事実の検討を目的とした審査機関

を機関等又は当該機関等に属する契約実施機関に設置するものとする。

- (2) 審査機関を設置した機関等又は当該機関等に属する契約実施機関の長は、審査機関の長及び構成員をあらかじめ指定しておくこととし、構成員には、必要に応じ当該機関等の監査を担当する職員及び機関等連絡担当官を含めるものとする。
- (3) 入札談合に関与しているとの情報がある職員を審査機関が実施する審査及び調査に加えてはならない。
- (4) 審査機関は、審査機関の長が招集し会議を開催して行うものとする。ただし、緊急を要するなど特段の事情がある場合には、持ち回りによる審査を行うことができるものとする。
- (5) 審査機関は、会議の開催又は持ち回りにより審査を行った場合には、別紙様式第1により議事概要を作成し、当該議事概要及び審査に用いた資料を、審査機関の庶務をつかさどる課室等において保存させるものとする。

第2章 談合情報への対応

1 談合情報の把握

職員は、談合情報に接した場合には、契約担当官等へ報告するものとし、契約担当官等は、契約実施機関の職員を通じて次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

- (1) 情報提供者が職員と現に接触している場合には、当該情報提供者に対して、自身の職業及び氏名、情報の対象となっている入札案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請する。
- (2) 情報提供者が職員と現に接触していない場合には、談合情報の信憑性を確認するため当該情報提供者と接触する必要がある、当該情報提供者への接触を可とする審査機関の決定を受けたときに限り、接触を行うものとする。
- (3) 報道により談合情報を得た場合において、当該報道関係者と接触する必要があるときには、前号に規定する審査機関の決定を要しない。

2 談合情報の信憑性等の審査

- (1) 契約担当官等は、把握した談合情報を基に別紙様式第2により報告書を作成し、速やかに審査機関の長に報告するものとする。
- (2) 審査機関は、審査機関の長が契約担当官等から前号の報告を受けた場合には、談合情報の信憑性について審査し、結論を得るものとする。
- (3) 審査機関は、情報提供者に接触することについて契約担当官等から伺いがあった場合には、談合情報の信憑性を確認するためにその必要性が認められ、かつ、特段の支障が見込まれないときにおいて、当該情報提供者への接触を可とする決定を行うものとする。
- (4) 審査機関が第2号の審査の結果、談合情報の信憑性について結論を得た場合には、当該結論について第4章の規定に従い、公正取引委員会等へ通知する。
- (5) 審査機関は、第2号に定める審査において談合情報の信憑性について判定できない場合には、契約担当官等に対し引き続き調査を継続させ、当該調査結果を踏まえ、改めて審査を行うことができるものとする。
- (6) 契約担当官等は、第1号に規定する報告書を作成する場合及び第5号の規定により調査を継続する場合において、機関等連絡担当官を通じ整備計画局建設制度官（以下、「建設制度官」という。）に協力を要請することができるものとし、協力を要請された建設制度官は、必要に応じて、技術的支援を行うものとする。

3 談合情報に係る調査内容の審査

- (1) 審査機関は、信憑性があると判定した談合情報に関し、前項の審査に引き続き、調査の要否について審査し、調査を要しない特段の理由がある場合を除き、調査の実施を決定するものとする。
- (2) 審査機関は、前号の調査の実施を決定した場合には、談合情報に係る調査の内容について決定するものとする。
- (3) 審査機関は、前号により事情聴取の実施を決定した場合には、事情聴取項目を決定するものとする。この際、事情聴取を契機に事情聴取の対象者が証拠隠滅等に及ぶ可能性があることから、当該談合情報に関する公正取引委員会の審査等の妨げにならないよう留意するとともに、入札参加者が提出した内訳明細書等の確認結果等を反映した項目に可能な限り留めるものとする。

4 談合情報に係る調査の実施

審査機関は、前項の審査により談合情報に係る調査の実施を決定した場合において、次に掲げる事項に留意して当該調査を実施するものとする。

なお、審査機関は、機関等又は当該機関等に属する契約実施機関の中に調査チームを指定することにより、当該調査を調査チームに実施させることができるものとし、調査チームは、調査の状況や結果等を適宜、審査機関に報告することとする。

この場合、調査チームは機関等連絡担当官を通じ建設制度官に協力を要請することができるものとし、協力を要請された建設制度官は、必要に応じて、技術的支援を行うものとする。

(1) 内訳明細書等の点検

ア 審査機関は、談合情報の対象となっている入札案件に係る見積若しくは積算の内容又は技術提案等の内容を把握している職員をして、内訳明細書等を点検させるものとする。

イ 談合情報の対象となっている入札案件が、入札参加者に内訳明細書等の提出が求められていない場合は、入札参加者に対して、調査に必要な内訳明細書等を提出するよう要請するものとする。

ウ アの職員は、提出されている全ての内訳明細書等を入念に点検し、その結果を文書化するとともに、当該文書を点検した内訳明細書等と併せて審査機関へ提出するものとする。

(2) 入札状況の検証

ア 審査機関は、談合情報の対象となっている入札案件について、審査機関の構成員を含めた複数の職員をもって入札状況の検証を行うものとする。

イ 入札状況の検証に当たっては、談合情報の対象となっている入札案件の該当する年度及び過年度における同一及び類似の契約を含めた広範囲の入札案件を対象として、入札状況に不自然な状況が見受けられるか否かについて検証を行うものとする。

ウ アの職員は、入札状況を入念に検証し、その結果を文書化するとともに、当該文書を検証した入札状況の調書と併せて審査機関へ提出するものとする。

(3) 事情聴取

ア 実施時期

(ア) 落札者決定前に談合情報を把握した場合

事情聴取は、入札までの期間や契約締結の遅れによる影響等を考慮し、入札の前若しくは必要に応じて入札の日時を繰り下げ又は落札者の決定（企画競争又は公募による合格者の決定若しくは技術提案書の特定、随意契約による契約相手方の選定を含む。）の保留後のいずれかの時期に実施する。

(イ) 落札者決定後に談合情報を把握した場合

事情聴取は、前項第2号に規定する審査機関の決定後、速やかに実施する。

イ 実施者

(ア) 事情聴取は複数の者により実施することとし、少なくとも1名は審査機関の構成員を充てるものとする。ただし、審査機関が調査チームを指定する場合には、実施者には必ず調査チームの構成員を充てることとする。

(イ) 事情聴取の実施に際しては、事情聴取内容が対象者に事前に伝わることにより通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに情報の管理を徹底しなければならない。

ウ 対象者

(ア) 事情聴取は、辞退者を含む入札参加者に対して行うものとする。

(イ) (ア)に規定する事情聴取は、契約を締結する権限を有する者のほか、必要に応じ、当該契約手続に従事していた者、見積又は積算の内容等の詳細を説明できる者等、談合情報の対象となる契約に関係する者に対して実施することとし、必要以上に対象者を拡大することは厳に慎むものとする。

(ウ) 防衛省の職員が入札談合に関与しているとの情報があった場合には、当該職員に対して事情聴取を行うものとする。

エ 事情聴取の実施

(ア) 事情聴取は、特に必要と認められる場合を除き、対象者1名ずつに対して実施するものとする。

- (イ) 事情聴取の実施者は、対象者に対して、前項第3号の規定により審査機関が決定した事情聴取項目を基に聴取し、聴取内容を把握する。

オ 事情聴取書の作成

事情聴取の実施者は、事情聴取後、別紙様式第3により、事情聴取項目、聴取内容及び実施者による所見を記した事情聴取書を作成し、速やかに審査機関に報告するものとする。

5 談合情報に係る調査結果の審査

- (1) 審査機関は、前項に定める調査の結果を総合的に考慮し、入札談合を疑うに足りる事実が認められるか否かを審査し、結論を得るものとする。
- (2) 審査機関は、前号の審査に当たって、少なくとも次に掲げる事項を説明し部外有識者会議等から意見聴取を行うものとする。この場合において、入札監視委員会の審議対象案件に係る談合情報については同委員会から意見聴取を行うものとし、それ以外の案件に係る談合情報については複数の学識経験者から意見聴取するものとする。

なお、審査機関は、部外有識者会議等の意見を文書化して防衛省所管文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）（以下、「文書管理規則」という。）の規定に基づき、保存しなければならない。

ア 談合情報の対象となっている入札案件の概要

イ 談合情報の内容

ウ 談合情報に係る調査を実施した結果

エ 談合事実の有無について判断した結果及び理由

オ 対象となっている入札案件の取扱いについて判断した結果及びその理由

6 審査結果を踏まえた入札案件の取扱い

- (1) 前項の審査の結果、入札談合を疑うに足りる事実が認められる場合、審査機関は、前項の審査結果を基に談合情報の対象となっている入札案件に関し、次の取扱いを決定する。

ア 落札者決定前であれば、次のうちのいずれかの対応

- (ア) 談合情報に係る入札参加者を入札に参加させない。

- (イ) 入札を取りやめる。
 - イ 落札者決定後かつ契約締結前であれば、次のうちのいずれかの対応
 - (ア) 全ての入札者の入札を無効とするとともに落札者の決定を取り消す。
 - (イ) 落札者が談合情報に関係しないことが明らかな場合には、落札者と契約を締結する。
 - ウ 契約締結後であれば、次のうちのいずれかの対応
 - (ア) 契約の進捗状況等を考慮して、契約解除の可否を判断する。
 - (イ) 契約の相手方が談合情報に関係しないことが明らかな場合には、当該相手方との契約を引き続き履行する。
- (2) 前項の審査の結果、入札談合を疑うに足りる事実が認められるとの結論を得なかった場合、審査機関は前項の審査結果を基に談合情報の対象となっている入札案件に関し、次の取扱いを決定する。
- ア 落札者決定前又は落札者決定後かつ契約締結前であれば、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書を別紙様式第4により自主的に提出させるとともに、当該入札参加者に対して、誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項を別紙様式第5により通知した後に、入札の執行若しくは落札者の決定又は落札者との契約の締結を行う。
 - イ 契約締結後であれば、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書を別紙様式第4により自主的に提出させるとともに、当該入札参加者に対して、注意事項を別紙様式第5により通知する。
- (3) 契約担当官等は、前項の審査機関の結論を踏まえ入札案件の取扱いについて判断するものとする。
- (4) 前項の審査による審査機関の結論及び前号による当該入札案件の実際の取扱いについて第4章の規定に従い、公正取引委員会等へ通知する。

第3章 談合疑義事実への対応

1 談合疑義事実の把握

契約担当官等は、契約実施機関が行う入札について、現に談合情報に接していない場合においても、平素から入札状況の検証又は内訳明細書等の確認を行うことにより、談合疑義事実の把握に努めることとする。

2 談合疑義事実の審査

- (1) 契約担当官等は、入札状況の検証等の結果、談合疑義事実を把握した場合には、別紙様式第6により報告書を作成し、速やかに審査機関の長に報告するものとする。
- (2) 審査機関は、審査機関の長が契約担当官等から前号の報告を受けた場合には、談合疑義事実として認められるか否かについて審査し、特に談合疑義事実として認め難い事情がない限り、談合疑義事実として認められるとの結論を得るものとする。
- (3) 審査機関は、前号の結論を得るに当たって、必要に応じて部外有識者会議等から意見聴取を行うものとする。この場合において、審査機関は、部外有識者会議等の意見を文書化して文書管理規則に基づき保存しなければならない。
- (4) 審査機関は、第2号の結論を得るに当たって、更に詳細な情報が必要と認められる場合には、契約担当官等に対して必要な調査の実施を求めること等の措置をとることができる。
- (5) 契約担当官等は、第1号に規定する報告書を作成する場合及び前号の規定により必要な調査を実施する場合において、機関等連絡担当官を通じ建設制度官に協力を要請することができるものとし、協力を要請された建設制度官は、必要に応じて、技術的支援を行うものとする。
- (6) 契約担当官等、機関等連絡担当官及び機関等の長は、審査機関が第2号の審査の結果、談合疑義事実について結論を得た場合には、当該結論について第4章の規定に従い、公正取引委員会等へ通知する。

第4章 公正取引委員会等への通知

1 公正取引委員会等への通知

- (1) 契約担当官等は、次に掲げる場合においては、別表第2に指定する様式により、機関等連絡担当官に通知するものとする。ただし、契約担当官等と機関等連絡担当官が同一の場合には当該通知を要さず、機関等連絡担当官が次号の通知を直接行うこととする。

ア 審査機関が第2章第2項第2号により、談合情報の信憑性について

結論を得た場合

イ (ア) 審査機関が第2章第5項第1号により、入札談合を疑うに足りる事実が認められるとの結論を得た結果、契約担当官等が第2章第6項第1号に掲げる措置をとった場合

(イ) 審査機関が第2章第5項第1号により、入札談合を疑うに足りる事実が認められるとの結論を得ず、契約担当官等が第2章第6項第2号に掲げる措置をとった場合

ウ 審査機関が第3章第2項第2号により、談合疑義事実について結論を得た場合

(2) 機関等連絡担当官は、契約担当官等から前号に定める通知（前号アにおいて談合情報の信憑性があるとの結論を得なかった通知又は前号ウにおいて談合疑義事実として認められるとの結論を得なかった通知を除く。）を受けた場合は、別表第2に指定する様式により、別表第3に掲げる公正取引委員会へ通知するものとする。

なお、前号イ(ア)に関する談合情報については、公正取引委員会への通知は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条に基づき、機関等の長が行うものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、第1号に定める通知に関し機関等連絡担当官が公正取引委員会への通知を要すると認める場合は、別表第2に指定する様式により、別表第3に掲げる公正取引委員会へ通知することができるものとする。

(4) 機関等連絡担当官は、次に掲げる場合においては、当該通知文書の写しをもって、建設制度官へ通知するものとする。

ア 第1号アにおいて、談合情報に信憑性があるとの結論を得なかった通知を受けた場合

イ 第1号ウにおいて、談合疑義事実として認められるとの結論を得なかった通知を受けた場合

ウ 第2号及び前号により公正取引委員会へ通知した場合

(5) 建設制度官は、前号ウに定める通知を受けた場合、それが第3号の規定に該当する場合を除き、警察庁へ通知するものとする。

(6) 通知に係る談合情報又は談合疑義事実に関し、公正取引委員会又は警察庁から協力要請があった場合は、機関等連絡担当官、建設制度官を窓

口として可能な限り協力するものとする。

- (7) 機関等連絡担当官、建設制度官は、公正取引委員会又は警察庁からの照会があった際に的確な対応ができるよう、当該談合情報又は談合疑義事実の内容を整理しておくものとする。

2 防衛監察監への通知

機関等の長は、次に掲げる場合においては、防衛監察の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第57号）第11条の規定に基づき、別表第2に指定する様式により、防衛監察監（防衛監察本部総務課企画室長気付）に通知するものとする。

- (1) 機関等連絡担当官が、前項第1号アにおいて談合情報に信憑性があるとの結論を得なかった通知を受けた場合
- (2) 機関等連絡担当官が、前項第1号ウにおいて談合疑義事実として認められるとの結論を得なかった通知を受けた場合
- (3) 機関等連絡担当官が、前項第2号及び同第3号により公正取引委員会へ通知した場合

第5章 談合情報及び談合疑義事実の管理等

- 1 審査機関による審査、談合情報に係る調査等における談合情報及び談合疑義事実の取扱いについては、必要最小限の者をもって行うものとし、当該談合情報及び談合疑義事実の漏えい防止の徹底を図るものとする。
- 2 談合情報又は談合疑義事実に関し、防衛省の職員以外の情報提供者及び入札参加者への接触については、このマニュアルに規定する範囲を超えて行ってはならない。
- 3 前2項の規定のほか、談合情報又は談合疑義事実に関し、公正取引委員会、監察機関等において調査が行われている場合に、防衛省の職員は、当該調査が行われていることを含め調査の内容等について、当該談合情報又は談合疑義事実を取り扱う防衛省職員以外に漏らしてはならない。

第6章 その他

1 指名停止期間の加重

入札参加者が第2章第6項第2号ア又はイに定める誓約書を提出したにもかかわらず、誓約書の提出後に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項若しくは第2項に違反があった事実が認められ、指名停止の措置をとることとなった場合は、極めて不誠実な行為があったとみなし、指名停止期間を加重して措置するものとする。

2 公正取引委員会が開催する会議の結果の報告・周知

- (1) 建設制度官は、公正取引委員会事務総局本局が開催する連絡担当官会議に出席するものとする。
- (2) 前号の規定のほか、機関等連絡担当官は、管轄する地区の公正取引委員会が開催する連絡担当官会議に出席し、かつ、公正取引委員会との意見交換、調整等を行った場合には、その結果を建設制度官に報告するものとする。
- (3) 建設制度官は、第1号の会議の内容及び前号の報告の内容を適宜、関係する機関等連絡担当官に通知し、当該機関等連絡担当官から契約実施機関に対して周知させるものとする。

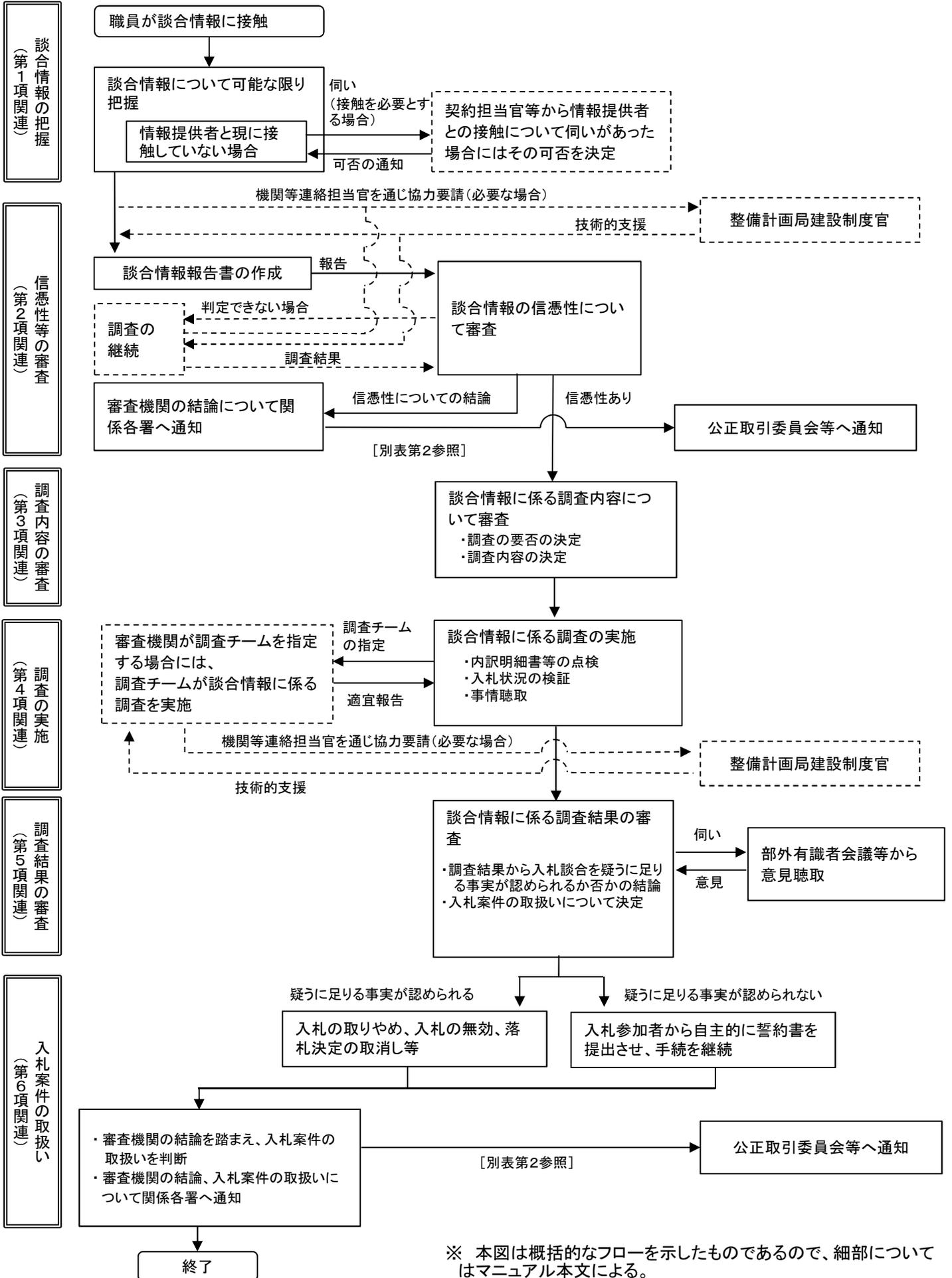
3 公正取引委員会への講師派遣依頼

- (1) 契約実施機関は、研修等の実施に当たり、公正取引委員会からの講師の派遣、資料の提供等を要する場合には、管轄する区域の公正取引委員会に対して協力を依頼するものとする。
- (2) 契約実施機関は、前号に規定する公正取引委員会への依頼について、研修等の規模などを鑑みて必要に応じ、機関等連絡担当官又は建設制度官に公正取引委員会との調整を求めることができるものとする。

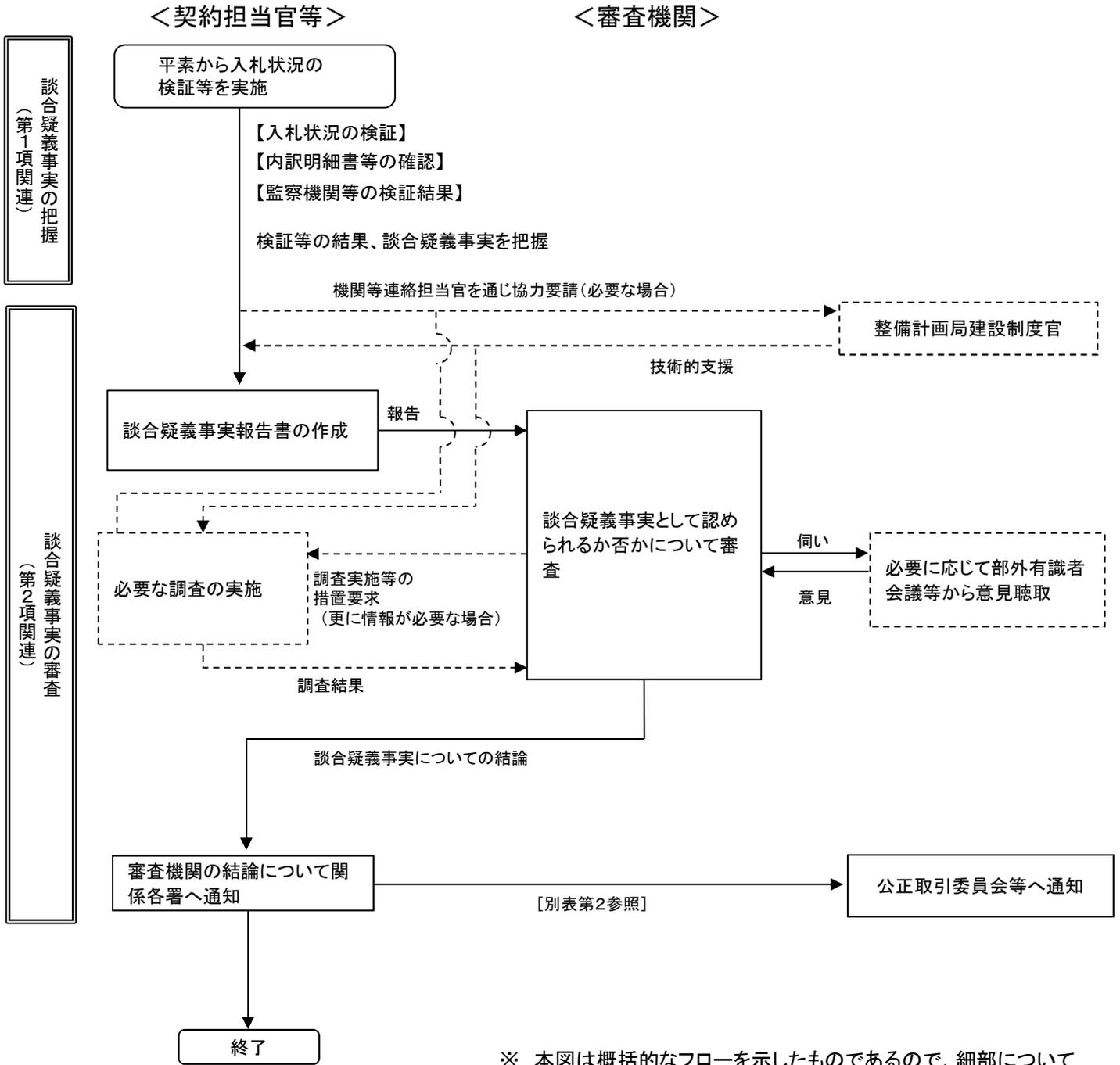
4 委任事項

このマニュアルに定めるもののほか、必要となる細部事項等については、建設制度官が別に定めることができる。

談合情報の取扱いのフロー(第2章関連)



※ 本図は概括的なフローを示したものであるため、細部についてはマニュアル本文による。



※ 本図は概括的なフローを示したものであるので、細部についてはマニュアル本文による。

【参考】

- 【内訳明細書等の確認】
 - ・発注件名、提出業者名に誤りがないか
 - ・内訳明細書の合計金額が入札金額と異なっていないか
 - ・他の入札参加者の内訳明細書と類似し、合理性がなく極めて不自然でないか 等
- 【入札状況の検証】
 - ・発注する工事等又は物品等の種類や規模ごとに、入札参加者の落札金額の累積額に基づいて落札している、入札参加者の落札回数が均等になっている等、落札結果に何らかの規則性がないか
 - ・複数回の入札ごとに1番札が同じである、あるいは1者を除いて他者が辞退するような不自然な状況がないか
 - ・監察機関等からこれまでに受けた入札状況に関する指摘事項のような状況がないか 等

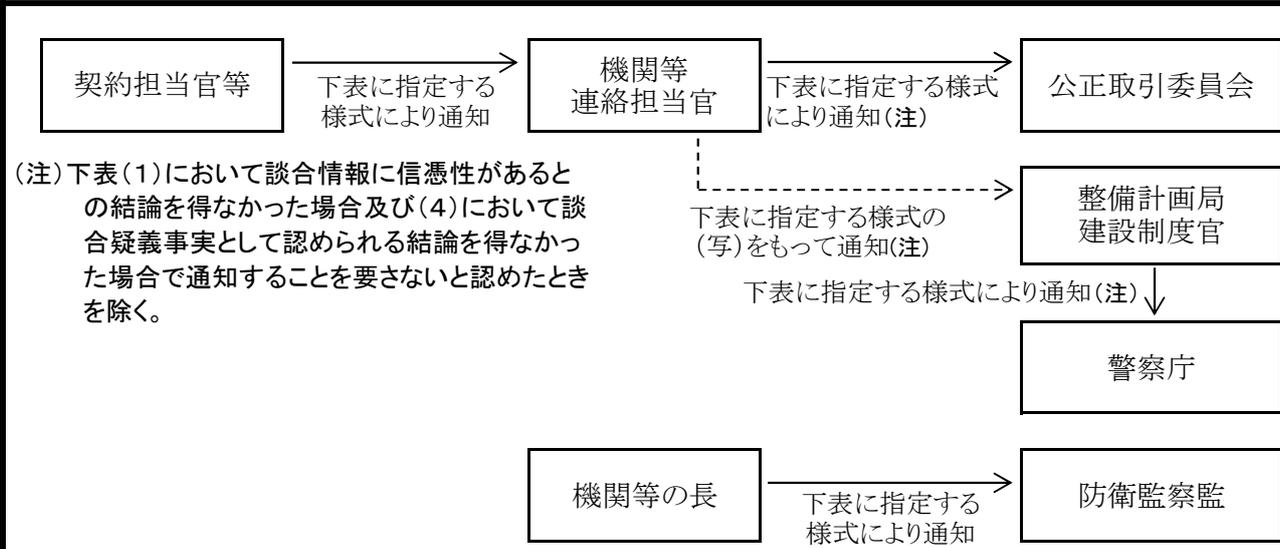
機関等の長、機関等連絡担当官の一覧

機関等	機関等の長	機関等連絡担当官
防衛省本省の 内部部局	大臣官房長	大臣官房会計課会計管理官
防衛大学校	防衛大学校長	防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校	防衛医科大学校長	防衛医科大学校事務局総務部経理課長
防衛研究所	防衛研究所長	防衛研究所企画部総務課会計室長
統合幕僚監部	統合幕僚長	統合幕僚監部総務部総務課会計室長
陸上幕僚監部	陸上幕僚長	陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部	海上幕僚長	海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部	航空幕僚長	航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部	情報本部長	情報本部総務部会計課長
防衛監察本部	防衛監察監	防衛監察本部総務課長
北海道防衛局	北海道防衛局長	北海道防衛局総務部会計課長
東北防衛局	東北防衛局長	東北防衛局総務部会計課長
北関東防衛局	北関東防衛局長	北関東防衛局総務部会計課長
南関東防衛局	南関東防衛局長	南関東防衛局総務部会計課長
近畿中部防衛局	近畿中部防衛局長	近畿中部防衛局総務部会計課長
中国四国防衛局	中国四国防衛局長	中国四国防衛局総務部会計課長
九州防衛局	九州防衛局長	九州防衛局総務部会計課長
沖縄防衛局	沖縄防衛局長	沖縄防衛局総務部会計課長
防衛装備庁	防衛装備庁長官	防衛装備庁長官官房会計官

※ 地方防衛支局及び地方防衛事務所については、所在地を管轄する地方防衛局の機関等連絡担当官を当該地方防衛支局及び当該地方防衛事務所の機関等連絡担当官とする。

公正取引委員会等への談合情報及び談合疑義事実の通知要領

① 審査機関が談合情報又は談合疑義事実に関し、各結論等を得たとき

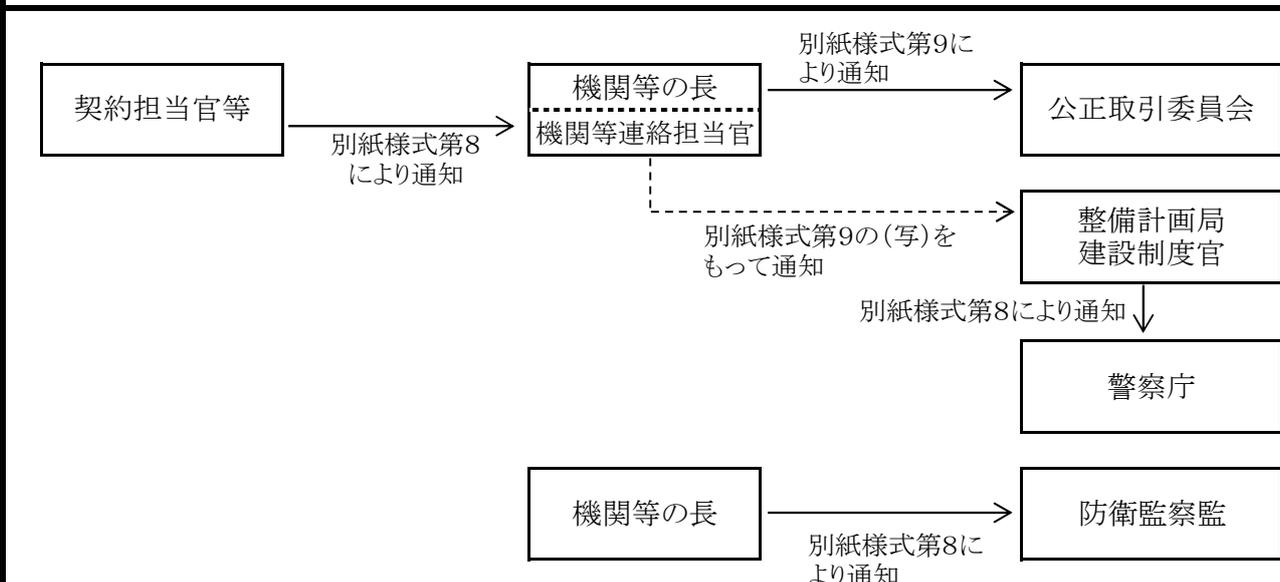


(注)下表(1)において談合情報に信憑性があるとの結論を得なかった場合及び(4)において談合疑義事実として認められる結論を得なかった場合で通知することを要しないと認めたときを除く。

(1) 審査機関が談合情報の信憑性について結論を得た場合	別紙様式第7
(2) 審査機関が入札談合を疑うに足る事実が認められるとの結論を得た結果、契約担当官等が入札案件の取扱いについて審査機関の結論を踏まえ措置をとった場合(通知の流れについては下表②による)	別紙様式第8 別紙様式第9
(3) 審査機関が入札談合を疑うに足る事実が認められるとの結論を得ず、契約担当官等が入札案件の取扱いについて審査機関の結論を踏まえ措置をとった場合	別紙様式第8
(4) 審査機関が談合疑義事実について結論を得た場合	別紙様式第10

※ 契約担当官等と機関等連絡担当官が同一の場合、契約担当官等から機関等連絡担当官への通知を要しない。

② 審査機関が入札談合を疑うに足る事実が認められるとの結論を得た結果、契約担当官等が入札案件の取扱いについて審査機関の結論を踏まえ措置をとったとき



※ 契約担当官等と機関等連絡担当官が同一の場合、契約担当官等から機関等連絡担当官への通知を要しない。

公正取引委員会の事務所等の一覧

管轄する区域	公正取引委員会の事務所等	担当課等
北海道	公正取引委員会事務総局 北海道事務所	第一審査課
青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	公正取引委員会事務総局 東北事務所	第一審査課
茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県	公正取引委員会事務総局	審査局管理企画課 情報管理室
富山県、石川県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	公正取引委員会事務総局 中部事務所	第一審査課
福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	第一審査課
鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 中国支所	第一審査課
徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所	審査課
福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	公正取引委員会事務総局 九州事務所	第一審査課
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局	総務部公正取引室

※ 機関等連絡担当官からの公正取引委員会への通知は、当該機関等連絡担当官の所属機関の所在地を管轄する公正取引委員会の事務所等に対して行うものとする。

審査機関の議事概要

- 談合情報の信憑性、談合情報に係る調査内容の審査（第 2 章第 2 項及び第 3 項関連）
- 談合情報に係る調査結果の審査（第 2 章第 5 項関連）
- 談合疑義事実の審査（第 3 章第 2 項関連）

対象入札案件名等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象入札案件名 ・発注機関 ・契約方式（一般競争入札等の別） ・入札実施（予定）日時 ・契約年度 ○年度～○年度 等
審査開催日時等	<p>（会議開催の場合）</p> <p>○年○月○日（ ）○時○分～○時○分</p> <p>場所：</p> <p>（持ち回りの場合）</p> <p>○年○月○日（ ） 持ち回り完了</p>
出席者 （持ち回りの場合は確認者）	
審査内容（発言概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち回りにおいて意見があった場合にも、その意見と結論として反映した内容を記述する。
審査機関の結論及び理由	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち回りの場合は、持ち回りによって決定する結論（理由を含む。）を記述する。
審査に用いた資料	別添のとおり

注 1 議事概要は、原則として開催の都度作成する。（□については、該当するものをチェックする。）

注 2 対象案件名等において、談合情報又は談合疑義事実に応じて必要な事項を記述すること。

注 3 審査に用いた資料を添付すること。

注 4 議事概要の作成後、審査機関の各構成員（欠席者を含む。）の確認を受けること。

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
対象入札案件名	
入札実施 (予定) 日時	年 月 日 () 時 分
情報の提供者 (氏名、職業、連絡先等)	
情報の受信者	
情報入手手段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面接 (面接場所:) ・報道 (報道機関名:)
情報の詳細	
備考	
本件の問い合わせ先	・所属、役職、氏名、電話番号等

注 本件を説明するのに必要となる証拠書類、参考資料等を添付すること。

事 情 聴 取 書

- 1 対象入札案件名
- 2 事情聴取実施者 (所属、役職、氏名等)
- 3 事情聴取対象者 (企業名、役職、氏名等)
- 4 日時
- 5 場所

事情聴取項目	聴取内容
審査機関が決定した事情聴取項目に従い、事情聴取を実施する。	

※複数の事情聴取対象者の聴取内容を並記することが適当な場合

事情聴取項目	聴取内容	
	〇〇(株)役職・氏名	△△(株)役職・氏名

(事情聴取実施者の所見)

--

注1 事情聴取項目とそれに対応する聴取内容を記述する。

注2 複数の事情聴取対象者の聴取内容を並記することが適当な場合には、※の様式により記述する。

注3 事情聴取内容は、具体的な記述に努めること。

注4 事情聴取実施者の所見を必ず記述すること。

誓 約 書

年 月 日

(契約担当官等)

〇〇〇〇 殿

会社名

代表者名

今般の の競争入札（企画競争、公募等適宜の内容とする。）
に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律
第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後
とも同法等を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察庁に送付されても異
議はありません。

注 本誓約書は、入札参加者（辞退者を含む。）から自主的に提出させるものとする。

入札に係る注意事項

年 月 日

(会社名、代表者名)

〇〇〇〇 殿

(契約担当官等)

〇〇〇〇〇〇

対象案件名：

※¹本件入札※²について入札談合があったとの情報があったが、入札公告※²において入札参加※²の条件としている事項を遵守し、厳正に入札※²すること。なお、入札執行後※²に入札談合の事実が明らかと認められた場合には、当該入札※²を無効とする。

本件については、各入札参加者※²（辞退者を含む。）から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、同法に違背していたことが明らかとなった場合は、誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重等があり得ることに留意すること。

注1 本書は、誓約書の提出者に対して交付する。

注2 契約締結後において入札参加者に誓約書の提出をさせたときは、※1の記述を抹消し、交付すること。

注3 ※2については、企画競争、公募等により適宜の内容を記述すること。

談合疑義事実報告書

年 月 日

事実を得た日	年 月 日 時 分
対象入札案件等	・対象入札案件 ・発注機関 ・契約方式（一般競争等の別） ・入札予定日 契約年度 等
入札談合を疑わせる事実の詳細 (入札状況の検証等の結果)	
備考	・ 監察機関等での入札状況の検証等により情報の提供があった場合にはその旨を記述するとともに、当該通知文書等の写しを添付する。
本件の問い合わせ先	・ 所属、役職、氏名、電話番号等

注 本件を説明するのに必要となる証拠書類、参考資料等を添付すること。

〇〇第〇〇〇〇号
〇〇. 〇〇. 〇〇

- ※¹ 機関等連絡担当官
〇〇〇〇 殿
- ※² 公正取引委員会事務総局
〇〇事務所〇〇課長 殿
- ※³ 防衛監察監 殿
(防衛監察本部総務課企画室長 気付)
- ※⁴ 警察庁刑事局捜査第二課長 殿

- ※¹ (契約担当官等)
〇〇〇〇〇
- ※² (機関等連絡担当官)
〇〇〇〇〇
- ※³ (機関等の長)
〇〇〇〇〇
- ※⁴ (防衛省整備計画局建設制度官)
〇〇〇〇〇

※¹※³ 談合情報について (通知)

※²※⁴ 談合情報に関連する資料の提供について

※¹※³ 下記案件に係る談合情報について別添のとおり通知する。

※⁵ なお、本件談合情報については、審査の結果、信憑性があるとの結論を得なかった旨申し添える。

※²※⁴ 下記案件に係る談合情報に関連する資料を別添のとおり提供します。

※⁵ なお、本件談合情報については、審査の結果、信憑性があるとの結論を得なかった旨申し添えます。

記

- 1 対象入札案件名：
- 2 発注機関：

添付書類：談合情報報告書 (写)

注 1 契約担当官等から機関等連絡担当官への通知には※¹を、機関等連絡担当官から公正取引委員会への通知には※²を、機関等の長から防衛監察監への通知には※³を建設制度官から警察庁への通知には※⁴の記述を行うこととし、不要な記述は抹消する。

注 2 審査機関の審査において、談合情報に信憑性があるとの結論を得なかった場合の※¹、※²又は※³の通知を行うときは、※⁵を記述するものとする。

注 3 談合情報報告書の添付資料も併せて本紙に添付する。

〇〇第〇〇〇〇号
〇〇. 〇〇. 〇〇

- ※¹ 機関等連絡担当官
〇〇〇〇 殿
※² 公正取引委員会事務総局
〇〇事務所〇〇課長 殿
※³ 防衛監察監 殿
(防衛監察本部総務課企画室長 気付)
※⁴ 警察庁刑事局捜査第二課長 殿

- ※¹ (契約担当官等)
〇〇〇〇〇
※² (機関等連絡担当官)
〇〇〇〇〇
※³ (機関等の長)
〇〇〇〇〇
※⁴ (防衛省整備計画局建設制度官)
〇〇〇〇〇

※¹※³ 談合情報について (通知)
※²※⁴ 談合情報に関連する資料の提供について

- ※¹※³ 年 月 日付 (第〇〇〇号) で通知した下記案件に係る談合情報
について、その後の調査結果を別添のとおり通知する。
※²※⁴ 年 月 日付 (第〇〇〇号) で提供した下記案件に係る談合情報
について、その後の調査結果を別添のとおり提供します。

記

- 1 対象入札案件名：
- 2 発注機関：

- 添付書類：
- 1 談合情報報告書 (写)
 - 2 事情聴取書 (写)
 - 3 内訳明細書等 (写) ※⁵
 - 4 入札書 (写)
 - 5 入札状況調書 (写) ※⁶
 - 6 誓約書 (写)
 - 7 部外有識者会議等の意見 ※⁷
 - 8 入札案件の取扱い ※⁸
 - 9 その他関連資料

注 1 契約担当官等から機関等連絡担当官への通知には※ 1 を、機関等連絡担当官から公正取引委員会への通知には※ 2 を、機関等の長から防衛監察監への通知には※ 3 を建設制度官から警察庁への通知には※ 4 の記述を行うこととし、不要な記述は抹消する。

注 2 談合情報報告書の添付資料も併せて本紙に添付する。

注 3 添付書類には、本通知の時点で添付できる全ての資料を添付する。

※ 5 の内訳明細書等については、内訳明細書、技術提案書等のうち、該当するものを添付する。

※ 6 の入札状況調書については、本文第 2 章 4 (2) の入札状況の検証結果をまとめたものを添付する。

※ 7 の部外有識者会議等の意見については、本文第 2 章 5 (2) によって部外有識者会議等に意見聴取を行った場合に、当該意見をまとめたものを添付する。

※ 8 の入札案件の取扱いについては、本文第 2 章 6 によって入札案件に対して行った取扱いをまとめたものを添付する。

〇〇第〇〇〇〇号
〇〇. 〇〇. 〇〇

公正取引委員会事務総局
〇〇〇〇〇 殿

(機関等の長)
〇〇〇〇〇

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条
に基づく通知について

標記について、下記のとおり通知します。

記

- 添付書類： 1 談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）
2 事情聴取書（写）
3 内訳明細書等（写）※¹
4 入札書（写）
5 入札状況調書（写）※²
6 誓約書（写）
7 部外有識者会議等の意見※³
8 入札案件の取扱い※⁴
9 法第10条に該当すると疑うに足りる事実について
10 その他関連資料

注1 談合情報報告書の添付資料も併せて本紙に添付する。

注2 添付書類には、本通知の時点で添付できる全ての資料を添付する。

※1の内訳明細書等については、内訳明細書、技術提案書等のうち、該当するものを添付する。

※2の入札状況調書については、本文第2章4(2)の入札状況の検証結果をまとめたものを添付する。

※3の部外有識者会議等の意見については、本文第2章5(2)によって部外有識者会議等に意見聴取を行った場合に、当該意見をまとめたものを添付する。

※4の入札案件の取扱いについては、本文第2章6によって入札案件に対して行った取扱いをまとめたものを添付する。

〇〇第〇〇〇〇号
〇〇. 〇〇. 〇〇

- ※¹ 機関等連絡担当官
〇〇〇〇 殿
- ※² 公正取引委員会事務総局
〇〇事務所〇〇課長 殿
- ※³ 防衛監察監 殿
(防衛監察本部総務課企画室長 気付)
- ※⁴ 警察庁刑事局捜査第二課長 殿

- ※¹ (契約担当官等)
〇〇〇〇〇
- ※² (機関等連絡担当官)
〇〇〇〇〇
- ※³ (機関等の長)
〇〇〇〇〇
- ※⁴ (防衛省整備計画局建設制度官)
〇〇〇〇〇

※¹※³ 談合疑義事実について (通知)
※²※⁴ 談合疑義事実に関連する資料の提供について

- ※¹※³ 下記案件に係る談合疑義事実について、別添のとおり通知する。
※⁵ なお、本件については、審査の結果、談合疑義事実として認められる結論を得なかった旨申し添える。
- ※²※⁴ 下記案件に係る談合疑義事実に関連する資料を別添のとおり提供します。
※⁵ なお、本件については、審査の結果、談合疑義事実として認められる結論を得なかった旨申し添えます。

記

- 1 対象入札案件名：
- 2 発注機関：

添付書類：談合疑義事実報告書 (写)

- 注 1 契約担当官等から機関等連絡担当官への通知には※¹を、機関等連絡担当官から公正取引委員会への通知には※²を、機関等の長から防衛監察監への通知には※³を建設制度官から警察庁への通知には※⁴の記述を行うこととし、不要な記述は抹消する。
- 注 2 審査機関の審査において、談合疑義事実として認められる結論を得なかった場合の※¹、※²又は※³の通知を行うときは、※⁵を記述するものとする。
- 注 3 談合疑義事実報告書の添付資料も併せて本紙に添付する。
- 注 4 工事等の談合疑義事実について、さらなる調査を実施した場合、当該調査結果については別紙様式第 8 又は別紙様式第 9 (工事に限る。) に準じて通知等を行うものとする。